

別表

種別	補助金の交付対象経費	補助額
有形文化財 有形民俗文化財	市指定文化財、県指定文化財又は国指定文化財の管理、修理又は防災に直接要する次に掲げる経費。ただし、県又は国の補助対象となる当該文化財を除く。 ア 解体修理、屋根のふき替え、塗装修理その他の修理 イ 警報設備、消火設備その他の防災・防犯設備の設置 ウ 保存庫その他保存のために必要な施設の設置 エ 鳥獣虫害防除、腐食防除その他保存のために必要な措置	左記経費から他の補助制度により交付される金額を控除して得た額の2分の1以内の額。ただし、同一年度において、文化財1件当たりの限度額は、市指定文化財にあっては200万円、県指定文化財にあっては50万円、国指定文化財にあっては100万円とする。
	県指定文化財が県の補助を受けて行う事業に要する経費	左記経費から他の補助制度により交付される金額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、同一年度において、文化財1件当たりの限度額は、200万円とする。
	国指定文化財が国の補助を受けて行う事業に要する経費	左記経費から他の補助制度により交付される金額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、同一年度において、文化財1件当たりの限度額は、200万円とする。

無形民俗文化財	市指定文化財、県指定文化財又は国指定文化財の保持者又は保持団体が使用する楽器、民俗芸能用具その他活動に必要な用具で、通常個人所有になじまないものの修理又は新調に直接要する経費	左記経費から他の補助制度により交付される金額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、同一年度において、同一申請者に対する限度額は、100万円とする。
記念物	市指定文化財又は県指定文化財の保護増殖を図るために直接要する次に掲げる経費 ア 施肥等樹勢の回復 イ 保護増殖施設の設置 ウ 病虫害駆除、生息・生育環境の維持経費	左記経費から他の補助制度により交付される金額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、同一年度において、文化財1件当たりの限度額は、100万円とする。